

第4編 食品の取扱い

第1章 食品に対し利用する際の注意点

- 食品に利用する場合は、保健所の営業許可証又は各店舗の営業開始届出書（名称の如何は問いません。）の写し、及び販売先一覧（販売先一覧の様式は問いません。）を提出してください。
- 関係法令上の義務を遵守してください。

重要！



第2章 事故があった場合の対応

- ・食中毒等の事故があった場合、又は製造業者若しくは販売業者に関係法令上の義務の不履行が明らかとなった場合には、人への危害がなかった場合であっても、直ちに利用の許諾を取り消すことがあります。
- ・食中毒等の事故があった場合、被害者等に対する責任は、当該事故に対して責任を負うべき製造業者又は販売業者がその全責任を負うものとします。万一、株式会社あるあるC i t yがこれにより損害賠償の責任追及を受けた場合には、当該製造業者又は販売業者がその全ての賠償の責任を負うものとします。